

# 京 都 大 学 薬 学 部 学 修 要 項

(平成30年度以降入学者適用：薬科学科・薬学科)

(平成30年3月8日教授会承認)

(令和6年3月14日教授会承認)

- I 卒業に要する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとし、そのうち全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- II 学部科目及び本学部で開講する全学共通科目の必修科目、選択必修科目及び選択科目の別、単位数、配当年次等は、別表第3のとおりとする。
- III 全学共通科目の履修は、別に定めるところによる。
- IV 学部科目の履修は、次の規定によるものとする。
  - イ 実習科目は、実習日程表にしたがって履修するものとする。
  - ロ 履修に当たっては、前期及び後期のそれぞれの指定期間内に履修登録をしなければならない。
  - ハ 同一の曜日時間に行われる授業科目の履修登録は、全学共通科目、学部科目を問わず原則として認めない。
  - ニ 履修登録のない授業科目の履修は、原則として認めない。
  - ホ 実習期間中にやむを得ず他の授業科目を履修しようとする者は、当該実習担当教員の許可を得なければならない。
  - ヘ 試験に欠席した者は、速やかに薬学部長あてに理由を付して欠席届を提出しなければならない。この場合において、正当な理由があるときは、追試験を許可することがある。なお、欠席届は、あらかじめ当該授業担当教員の承認を得てから提出するものとする。
  - ト 所定の試験又は追試験に合格しない者が合否発表後指定の期日までに受験を申し出た場合は、1回に限り再試験を許可することがある。
  - チ 学部科目の成績評価は100点満点で行い、60点以上を合格とする。ただし、再試験で60点以上をとった場合の成績評価は60点とする。
  - リ 上の規定にかかわらず、科目によっては成績評価を単に合格又は不合格とする場合がある。
  - ヌ 学部科目及び全学共通科目の試験において不正行為があった場合、当該行為を行った学生の当該年度における単位取得を無効にする等の措置を行う。
- V 薬学専門実習の履修は、次の規定によるものとする。
  - イ 全学共通科目の卒業要件単位64単位のうち、56単位以上を修得し、かつ、学部科目において、必修科目12単位以上及び選択科目14単位以上を修得した者は、薬学専門実習を履修することができる。
  - ロ イの規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、教授会の議を経てイの要件を満たさない者の薬学専門実習の履修を許可することがある。

**VI** 学科への配属の申込みは、次の規定によるものとする。

イ 全学共通科目の卒業要件単位64単位以上を修得し、かつ、学部科目において、必修科目18単位以上、選択科目34単位以上及び薬学専門実習12単位を修得した者は、学科への配属を申し込むことができる。

ロ イの規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、教授会の議を経てイの要件を満たさない者の学科への配属の申込みを許可することがある。

**VII** 特別実習の履修は、次の規定によるものとする。

イ 全学共通科目の卒業要件単位64単位以上を修得し、かつ、学部科目において、必修科目18単位以上、選択科目34単位以上及び薬学専門実習12単位を修得した者は、特別実習を履修することができる。

ロ イの規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、教授会の議を経てイの要件を満たさない者の特別実習の履修を許可することがある。

ハ 特別実習を受けようとする者は、所定の履修願を提出するものとする。

ニ 特別実習は、薬科学科においては4月から、薬学科においては10月から実施する。

**VIII** 特別実習のための分野への配属は、次の規定によるものとする。

イ 各分野への配属可能な学生数は、年度毎に教授会において定める。

ロ 特別実習のための分野への配属は、配属の前年度までに**VII**イの要件を満たした者について、教授会において定める。

ハ ロの規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、教授会の議を経てロの要件を満たさない者の分野への配属を定めることがある。

**IX** 医療実務事前学習の履修は、次の規定によるものとする。

イ 全学共通科目の卒業要件単位64単位以上を修得し、かつ学部科目において、薬学科の必修科目20単位以上、選択科目42単位以上、薬学専門実習12単位を修得し、かつ、特別実習のための分野への配属をしている者は、医療実務事前学習を履修することができる。

ロ イの規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、教授会の議を経てイの要件を満たさない者の医療実務事前学習の履修を許可することがある。

**X** 病院実務実習及び薬局実務実習の履修は、次の規定によるものとする。

イ 医療実務事前学習2単位を修得し、共用試験に合格した者は、病院実務実習及び薬局実務実習を履修することができる。

ロ イの規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、教授会の議を経てイの要件を満たさない者の病院実務実習及び薬局実務実習の履修を許可することがある。

#### 附 則

この学修要項は、平成28年4月1日から実施する。

#### 附 則

1 この学修要項は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の学修要項は、この学修要項の施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。